

石川町制限付一般競争入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、石川町が発注する建設工事、建設工事に係る調査、測量及び設計並びに物品の買入れ、製造及び役務の提供（以下「建設工事等」という。）に係る入札のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定による資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）の実施に際し、施行令及び石川町財務規則（昭和58年石川町規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 制限付一般競争入札の対象となる建設工事等（以下「対象工事等」という。）は、次に掲げる建設工事等のうちから、町長が指定するものとする。

- (1) 設計金額が5千万円以上の建設工事
 - (2) 設計金額が1千万円以上の建設工事に係る調査、測量及び設計
 - (3) その他制限付一般競争入札による発注が必要と認められる建設工事等
- （入札参加者の資格）

第3条 制限付一般競争入札に参加することができる者の資格は、次のとおりとする。ただし、町長が不必要と認めるものは除くことができる。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（平成19年要綱第13号。以下「要綱」という。）第5条に規定する工事等請負有資格業者名簿に登録されていること。
- (3) 工事等の請負契約に係る競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等（平成19年制定）に規定する指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 対象工事等に一定の資格等を有する技術者を配置することができるここと。
- (5) 対象工事等の業種に係る建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）に基づく建設業の許可を受けていること。
- (6) 対象工事等の工種に係る経営事項審査結果の総合評定値が一定以上の者で、かつ年間平均完成工事高が一定以上であること。
- (7) 対象工事等と同種かつ同程度の実績があること。
- (8) 対象工事等の性質又は目的を考慮した営業所の所在地要件を満たす者であること。
- (9) その他対象工事等ごとに定める要件を満たす者であること。

（入札参加資格審査委員会）

第4条 次に掲げる事項を審査するため、入札参加資格審査委員会（以下「資格審

査委員会」という。)を設けるものとする。

- (1) 入札参加資格に関する事項
- (2) 入札参加資格の有無
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項

2 資格審査委員会の委員は、要綱第3条の規定による石川町指名競争入札参加者資格審査委員会の委員及び対象工事等を所管する課（以下「工事等担当課」という。）長とする。

（入札参加資格の設定）

第5条 工事等担当課長は、建設工事等の起工が決定した場合において、当該建設工事等の設計金額が第2条に該当するものであるときは、入札参加資格設定調書（様式第1号）を作成し、地域づくり推進課長に送付しなければならない。

（資格審査及び決定）

第6条 地域づくり推進課長は、送付された入札参加資格設定調書に基づき、資格審査委員会の審査を受けるものとする。

2 入札参加資格は、資格審査委員会の審査を経て、町長が決定するものとする。
（公告）

第7条 入札の公告は、規則第112条の規定に基づき行うものとする。

（入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出並びに受付）

第8条 制限付一般競争入札に参加する者の入札参加資格を確認するため、入札参加希望者から、公告において指定する日までに、入札参加資格確認申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を持参により提出させるものとする。

2 前項に規定する資料は、次の各号の対象工事等の区分により、当該各号に定めるところによる。

（1）建設工事

- ア 同種工事の施工実績書（様式第3号）
- イ 工事配置予定技術者等の資格・経験通知書（様式第4号）
- ウ 建設業の許可申請書の写し
- エ 経営事項審査結果通知書の写し
- オ その他必要と認めるもの

（2）建設工事に係る調査、測量及び設計

- ア 同種業務の施行実績書（様式第5号）
- イ 業務配置予定技術者等の資格・経験通知書（様式第6号）
- ウ 測量又は設計コンサルタント業務の登録証の写し
- エ 地方整備局提出の現況報告書の写し
- オ その他必要と認めるもの

（3）物品の買入れ、製造、役務の提供その他の契約

- ア 同種物品の納入等の実績書

イ 配置予定技術者等の資格・経験通知書

ウ その他必要と認めるもの

3 申請書及び資料は、地域づくり推進課長で受け付けるものとする。

(入札参加資格の確認等)

第9条 地域づくり推進課長は、受付けた申請書及び資料に基づき、入札参加資格確認申請者一覧表（様式第7号。以下「申請者一覧表」という。）を作成するものとする。

2 資格審査委員会は、申請者一覧表に基づいて、入札参加資格の有無についての確認を行い、その結果を町長に報告するものとする。

3 町長は、その結果を入札参加資格確認通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第10条 入札参加資格がないと認められた者は、前条第3項の通知の翌日からその都度定める期間内に、入札参加資格がないと認めた理由について、書面を持参することにより、町長に説明を求めることができる。

2 町長は、前項の説明を求められたときには、入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日からその都度定める期間内に、説明を求めた者に対し、原則として書面により回答するものとする。

(設計書等の閲覧)

第11条 対象工事等の図面、仕様書等（以下「設計書等」という。）を次により閲覧に供し、又は貸出すものとする。

(1) 閲覧場所は、工事等担当課とする。

(2) 閲覧及び貸出しを行う期間は、その都度定める。

2 町長は、設計図書等に対する質問書がその都度定める期間内に持参等により提出された場合には、その質問に対して、その都度定める期間内に、書面等により回答するものとする。

3 質問書の受け付け及び回答は、工事等担当課が行うものとする。

4 第2項で書面により回答したものは、工事等担当課において閲覧に供するものとし、閲覧期間はその都度定めるものとする。

(現場説明会)

第12条 町長は、必要と認めるときは、現場説明会を行うものとする。

(入札の執行)

第13条 町長は、入札の執行に先立ち、入札に参加しようとする者が入札参加資格確認通知書を持参していることを確認するものとする。

2 町長は、入札に際し、入札に参加しようとする者に対象工事等の費用内訳書の提出を求めることができる。

(入札の中止等)

第14条 町長は、公正な入札が害されるおそれがあると認めるときは、入札の延

期または中止をすることができる。

(入札の方法)

第 15 条 入札の実施に当たっては、規則第 120 条第 2 項の規定に基づき、最低制限価格を設けることができる。

2 規則第 119 条の 2 の規定による再度の入札を行う場合には、1 回限りこれを用う。

3 前項の規定による再度の入札の結果、落札者が決定しなかった場合には、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定によるものとする。

(入札の無効)

第 16 条 次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者

(2) 入札参加資格があることを確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受け、入札時点において指名停止期間中である者等、入札時点において入札参加資格のない者のした入札

(入札結果)

第 17 条 地域づくり推進課長は、執行した建設工事等の入札結果を建設工事等制限付一般競争入札結果報告書（様式第 9 号）により、町長に報告しなければならない。

(補則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、制限付一般競争入札の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 11 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 9 月 11 日から施行する。